

案件に関連する指摘・対応状況

(1)問題・指摘の概要
事業対象地に居住する先住民族の移転に関し、対象世帯からの移転同意書が一部未 接到と NGO から指摘あり。 また、関連情報の開示、代替案の検討、環境影響についても指摘があった。
(2)原因
先住民族の居住地の一部が湛水地域に当たること等。
(3)これまでの対応及び現状等
住民移転に関しては、マレーシア政府に対して、適切に移転等が行われるよう累次 にわたり申し入れを実施。その結果、移転先の住宅整備完了後、移転同意住民は 2011 年 1 月に移転を完了済。移転に不同意の住民については、現住居地に留まれる措置 を実施済み。 事業の透明性に関しては、NGO からはマレーシアの国家水資源調査等の情報公開等の 要請があった。これらは、非公開を前提に入手したものであること、公開するとマ レーシアの事業計画策定等に係る正当な利益を害するおそれがあることなどから、 原則非公開としているものであるが、公開の要請を受けマレーシア政府に意向を確 認したところ、一部の情報の公開に同意が得られたため、これらに関して情報公開 を行った。また、住民移転計画は移転対象住民に配布済み。 案件形成段階にて、マレーシア政府が代替案として地下水開発、工業用水のリサイ クル、既存ダムの有効利用、他地域からの導水等、検討を行ったが、必要給水量、 コストの面からいずれも本事業の代替案としては可能ではないと判断された。 環境への影響に係る指摘に関しては、環境管理のための詳細なモニタリング計画を 工事開始に先立って策定している。 さらに、現地コンサルタントを活用し、住民移転に関する調査を実施済みであり、貸 付完了以降はマレーシア水・環境省による対応をモニタリングしている。マレーシ ア水・環境省によると、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、対応は まだ完了していないが、マレーシア政府内で予算を確保し、問題を解決するとの回 答を得ている。
(4)今後の対応・教訓等
引き続き、マレーシア政府の移転プログラムに基づく、住民移転の整備、被影響住 民の生計回復プログラムの状況等にかかるマレーシア水・環境省の対応について引 き続きモニタリングを継続する。